

株主各位

大阪市中央区北浜二丁目4番6号

大阪証券金融株式会社

取締役社長 堀田 隆夫

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますからご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る平成24年6月25日（月曜日）午後5時20分までに当社に到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 平成24年6月26日（火曜日）午前10時
会 場 大阪市中央区北浜二丁目4番6号 大証金ビルディング6階会議室

目的事項

報告事項 第98期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 監査役全員任期満了につき3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出下さい。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。）
 - 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.osf.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、東日本大震災に伴う供給面の制約の発生、欧州債務危機や円高の進行、さらには海外生産拠点の被災など下振れ要因を抱えながらも、年度後半には改善の兆しが見え始め、その後、年度末にかけても個人消費や設備投資の回復などから緩やかな持直しの動きを示しました。

株式市況についてみますと、期初9千7百円台でスタートした日経平均株価は、5月に1万円台を回復した後はNYダウの値下がりなどからやや水準を下げたものの、7月入り後は景気回復期待を背景に再び1万円台に乗せるなど底堅い動きとなりました。その後は世界経済の先行き懸念や歴史的な円高水準が続く中、続落商状を辿り、11月下旬には2年8ヶ月ぶりの安値となる8千1百円台まで下落したものの、年明け後は、米国経済の回復期待や日本銀行による追加的金融緩和、円高一服などを好感して上昇基調に転じ、3月中旬には7ヶ月半ぶりに1万円台を回復しました。

この間、大阪市場における信用取引買残高は期初の1,400億円台から6月には1,700億円台まで増加しました。その後は株式市況の下落を映して弱含みに推移し、年明け後には一時1,100億円台まで水準を切り下げましたが、期末にかけては1,300億円台とやや持ち直しました。

このような情勢下、当社の資金運用平均残高は、前年同期比42億円減の2,187億円となりましたが、これによる収入は、有価証券運用収益の増加等から、前年同期比6.6%増収の2,777百万円となりました。

この結果、当期の営業収益は、3,464百万円と前年同期比29百万円の増収となり、経常損益は、借入金利息を中心とした営業費用の減少や貸倒引当金繰入を中心とした一般管理費の減少もあり263百万円の経常利益（前年同期は795百万円の経常損失）と黒字転換しました。一方、当期純利益は、前年同期において特別利益に計上した特殊要因（リーマン・ブラザーズ証券株式会社に対する再生債権にかかる弁済額及び譲渡益（合計4,786百万円））の剥落から、309百万円と前年同期比2,955百万円の大幅減益となったものの引続き相応の黒字を維持しております。

事業の種類別の業績は、次のとおりであります。

1 資金運用

① 貸借取引貸付

貸借取引貸付においては、信用取引買残高が年度前半にかけて強含みに推移したこと等を映じ、貸借取引貸付金（貸借取引借入有価証券代り金37億円を含む）の期中平均残高は前年同期比16億円増の396億円となりましたが、これによる収入は利回りの低下から前年同期比9.1%減収の317百万円となりました。

② 金融商品取引業者向け貸付

金融商品取引業者向け貸付においては、一般信用取引をバックアップする「信用サポートローン」の需資が盛り上がり欠けたため、期中平均残高は前年同期比24億円減の126億円となり、これによる収入も前年同期比25.2%減収の120百万円となりました。

③ 一般投資家向け貸付（証券担保ローン）

一般投資家向け貸付においては、非対面型で業界初のネット取引「コムストックローン」については、その高い利便性をアピールするなど積極的な営業展開を図り、訪問型の「ビジネスローン」については、東京支社を拠点として首都圏での営業活動を強力に推し進めましたが、証券市場の持ち直し時期が予想に比べズ遅れたこと等から、期中平均残高は前年同期比53億円減の257億円となり、これによる収入も前年同期比16.8%減収の895百万円となりました。

④ 現金担保付有価証券貸借取引（株券・債券レポ取引）

レポ取引につきましては、低採算の取引を圧縮したことなどから、期中平均残高は前年同期比53億円減の683億円となり、これによる収入も前年同期比12.4%減収の550百万円となりました。

⑤ 預金・有価証券運用

預金・有価証券運用の期中平均残高は、前年同期比73億円増の723億円となり、これによる収入は国債の銘柄入替取引に伴う売却益の計上などもあり、前年同期比2.3倍増の894百万円となりました。

2 有価証券貸付

① 貸借取引

貸借取引貸付有価証券の期中平均残高は、前年同期比19億円減の108億円となり、これによる収入も、前年同期比21.2%減収の572百万円となりました。

② 一般貸株

一般貸株においては、期中後半の借入需要が低水準に推移したことから、取扱額は前年同期比45億円減の133億円となり、これによる収入も前年同期比39.5%減収の8百万円となりました。

③ 債券貸借取引

債券貸借取引においては、期中後半にかけての新規借入需要の不振から、成約額は前年同期比220億円減の1,675億円となり、これによる収入も前年同期比42.1%減収の0百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社といたしましては、貸借取引業務の担い手としてJASDAQ市場をはじめとする市場振興に注力するとともに、経営環境の変化に弾力的に対応しつつ経営基盤の強化拡充策を着実に実行し、企業価値の向上に邁進してまいります。今後の取組みといたしましては、従来にも増して金融・証券市場の環境変化やお客様ニーズを的確に反映した質の高いサービスの提供に努めてまいります。また、収益性重視の観点から、業務合理化等を通じたコスト削減の徹底を図るほか、経営資源配分の見直しを引続き推進してまいります。さらに適切なリスク管理を通じて健全な財務と安定した経営基盤の確立にも努めてまいります。

株主各位におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第 95 期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第 96 期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第 97 期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第98期(当期) (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
営 業 収 益	6,851 百万円	5,127 百万円	3,435 百万円	3,464 百万円
経常利益または 経常損失(△)	107 百万円	606 百万円	△795 百万円	263 百万円
当期純利益または 当期純損失(△)	△ 13,735 百万円	564 百万円	3,265 百万円	309 百万円
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	△ 375.07 円	9.71 円	83.58 円	2.73 円
総 資 産	368,599 百万円	293,666 百万円	236,116 百万円	238,431 百万円
純 資 産	15,154 百万円	15,382 百万円	17,751 百万円	18,020 百万円

- (注) 1. 第95期の当期純損失計上は、リーマン・ブラザーズ証券株式会社との取引清算に伴う投資有価証券売却損の発生などを主因とするものであります。
2. 第97期の当期純利益の増益は、リーマン・ブラザーズ証券株式会社に対する再生債権にかかる弁済額や売却益の計上によるものであります。
3. 第98期は、「1 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容 (平成24年3月31日現在)

当社は、金融商品取引法に基づく免許を受けた証券金融の専門機関であり、金融商品取引業者、金融機関、一般投資家等に対し現金・有価証券等を担保に資金または有価証券の貸付を行っております。

i 資金運用

(イ) 貸借取引貸付

株式会社大阪証券取引所の取引参加者に対し、信用取引（買い）の決済に必要な資金を同取引所の決済機構を利用して貸し付けるものであります。

(ロ) 金融商品取引業者向け貸付

金融商品取引業者に対し、営業に伴って必要とする運転資金および公社債の引受、売買に伴って必要とする資金を貸し付けるものであります。

(ハ) 一般投資家向け貸付（証券担保ローン）

一般投資家に対し、株式および公社債の購入、保有等のために必要とする資金を貸し付けるものであります。

(ニ) 現金担保付有価証券貸借取引（株券・債券レポ取引）

当社が金融商品取引業者および金融機関等から株券または債券の借入れを行い、担保金の差入れを行う（付利金利を徴収する）ものであります。

(ホ) 預金・有価証券運用

効率的な資金運用を目的に、一定の基準に基づき有価証券等への運用を行うものであります。

ii 有価証券貸付

(イ) 貸借取引

株式会社大阪証券取引所の取引参加者に対し、信用取引（売り）の決済に必要な有価証券を同取引所の決済機構を利用して貸し付けるものであります。

(ロ) 一般貸株

金融商品取引業者に対し、売買等に伴って必要とする株券等を貸し付けるものであります。

(ハ) 債券貸借取引

金融商品取引業者および金融機関等に対し、売買等に伴って必要とする債券を貸し付けるものであります。

(7) 主要な事業所（平成24年3月31日現在）

本 店	大 阪 市 中 央 区
東 京 支 社	東 京 都 中 央 区

(8) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
62名	2名減

(注) 上記従業員のほかに、人材会社からの派遣社員8名を受け入れております。

(9) 親会社および子会社の状況（平成24年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先（平成24年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	36,000 百万円
日 本 銀 行	24,900
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	12,000
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	10,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	8,400

2 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	94,500,000株
優先株式	15,000,000株

(2) 発行済株式の総数（自己株式440,948株を除く）

普通株式	36,559,052株
第1種優先株式	15,000,000株

(3) 当事業年度末の株主数

普通株式	9,349名
第1種優先株式	8名

(4) 大株主

株主名	持株数			合計株式 持株比率 (%)
	普通株式 (千株)	第1種優先株式 (千株)	合計株式 (千株)	
野村ホールディングス株式会社	2,000	5,000	7,000	13.5
株式会社だいこう証券ビジネス 有限会社 A F G	4,299	—	4,299	8.3
株式会社 O D K ソリューションズ	—	2,500	2,500	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	—	2,500	2,500	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,205	—	2,205	4.2
公益財団法人資本市場振興財団	843	1,000	1,843	3.5
株式会社みずほコーポレート銀行	1,666	—	1,666	3.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,666	—	1,666	3.2
株式会社りそな銀行	1,666	—	1,666	3.2
株式会社三井住友銀行	1,665	—	1,665	3.2

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
※取締役社長	堀 田 隆 夫	コンプライアンス担当 株式会社ODKソリューションズ取締役（社外） マツダ株式会社監査役（社外）
※専務取締役	虎 竹 洋 文	総括、監査室、リスク管理担当
常務取締役	西 山 剛	資金証券部担当、東京支社統括、資金証券部長
取締役	源 太 忠 彦	営業部担当、営業部長
取締役	小 田 康 史	企画総務部担当、企画総務部長
取締役（社外）	沖 津 嘉 昭	岩井コスモホールディングス株式会社代表取締役社長 岩井証券株式会社代表取締役社長 コスモ証券株式会社取締役会長 日本証券業協会大阪地区協会地区会長
取締役（社外）	神 崎 健 一	
取締役（社外）	佐々木 茂 夫	弁護士、株式会社大阪証券取引所取締役（社外）
取締役（社外）	吉 武 文 徳	
常勤監査役	伊 藤 俊 示	株式会社ODKソリューションズ監査役（社外）
監査役（社外）	和 田 英 夫	
監査役（社外）	山 下 公 央	

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役 沖津嘉昭、神崎健一、佐々木茂夫、吉武文徳の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 和田英夫、山下公央の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役 伊藤俊示氏は、当社経理部門において経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 佐々木茂夫氏は、大阪証券取引所および東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 取締役 西井生和、栗山 勁の両氏は、平成23年6月24日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により当社取締役を退任いたしました。
7. 取締役 沖津嘉昭氏は、平成24年5月1日付で、岩井コスモ証券株式会社代表取締役社長に就任いたしました。
8. 取締役 佐々木茂夫氏は、平成24年5月1日付で、岩井コスモ証券株式会社社外取締役
に就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	11名	114百万円
監査役	3名	23百万円
合 計	14名	138百万円
〔うち社外役員の報酬等の額〕		
	7名	18百万円

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度にかかる役員退職慰労引当金繰入額38百万円が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）28百万円は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 沖津嘉昭氏は、岩井コスモホールディングス株式会社および岩井証券株式会社の代表取締役社長、コスモ証券株式会社の取締役会長であり、当社は岩井証券株式会社およびコスモ証券株式会社に対して貸借取引業務等を行っております。

なお、岩井証券株式会社とコスモ証券株式会社は、平成24年5月1日付で合併し岩井コスモ証券株式会社となり、当社は引続き同社に対して貸借取引業務等を行っております。

取締役 佐々木茂夫氏は、株式会社大阪証券取引所の社外取締役であります。当社は株式会社大阪証券取引所の指定証券金融会社であります。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	沖 津 嘉 昭	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に証券界での経験に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	神 崎 健 一	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に金融界での経験に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	佐々木 茂 夫	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に法曹界での経験に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	吉 武 文 徳	就任後開催の取締役会9回の全てに出席し、主に金融界、証券界での経験に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	和 田 英 夫	当期開催の取締役会11回、監査役会14回の全てに出席し、主にリスク管理の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	山 下 公 央	当期開催の取締役会11回のうち10回に、監査役会14回のうち13回に出席し、主にリスク管理の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

①	当事業年度にかかる報酬等の額	25百万円
②	当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

6 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの整備に関する基本方針

1 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「企業行動憲章」のもと「コンプライアンスに関する基本方針」を制定し、取締役および従業員がとるべき行動規範を明確にしています。取締役および従業員は、「コンプライアンスに関する基本方針」を遵守し、社会的良識をもって公正かつ誠実に行動します。
- (2) コンプライアンス体制の確立・維持を図るため、コンプライアンス担当役員を責任者とするコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの実践に向けて「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンス活動を統括しています。また、取締役および従業員のコンプライアンス意識を定着させるため、計画的なコンプライアンス研修を実施しています。
- (3) 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、その有効性を定期的に評価、報告します。
- (4) 苦情等対応体制を整備し、お客様からの苦情、問い合わせ等については、お客様の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切な対応に努めます。
- (5) 内部通報制度を整備し、社内窓口に加え、社外窓口（法律事務所）への通報・相談ルートを確保しています。また、通報者に関する保護規定を設け、通報者の匿名性および通報者に対する不利益取扱いの禁止を保証しています。

- (6) 監査役は、取締役および従業員が法令・定款を遵守して職務を執行する体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示する体制について、取締役が適切に構築・運用しているかを監視し、必要に応じて改善を勧告しています。
- (7) 監査室による内部監査を年1回以上の頻度で全部門に実施し、業務の多様化・高度化に対応しつつ内部管理の適切性・有効性を確保しています。
- (8) 社外取締役および社外監査役を迎え、経営の透明性を高めています。
- (9) 反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。反社会的勢力による不当要求に対しては、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として断固とした姿勢で対応します。

2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理体制

- ① 経営の健全性・安定性を確保する上で、リスク管理体制の整備を重要課題に位置付け、リスク管理担当役員を責任者とし、常勤取締役および部門長で構成するリスク管理委員会を設置し、当社業務に内包するリスクを一元的に管理しています。
- ② 「リスク管理規則」に基づき、各種リスクの定義、管理方法および管理部署を定めています。
- ③ 各種リスクの管理部署は、リスク管理委員会に対して定期的または必要の都度、リスクの状況を報告しています。
- ④ 各種リスク単位の管理に加え、全社ベースでリスクを把握し、定性面・定量面から適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御する統合リスク管理体制の整備を進めます。

(2) 危機管理体制

経営危機に直面した場合には「危機管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ的確な意思決定を行う体制としています。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令で作成・保存が義務付けられている文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）、会社の重要な意思決定に関する文書およびその他取締役の職務の執行にかかる文書は、「文書管理規則」において、主管部署、保存年限を定め、検索性の高い状態で保存・管理しています。また、取締役および監査役は、当該文書を常時閲覧できます。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会および経営会議の開催

取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項およびその他経営に関する重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督を行っています。

常勤取締役および部門長で構成する経営会議は、取締役会付議事項および業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議しています。経営会議は、経営情報の共有化を図るため、原則として毎週1回開催しています。

(2) 中期経営計画および年次経営計画の策定

取締役会は、3事業年度を対象とする中期経営計画を決定し、経営目標の明確化を図っています。また、中期経営計画を具体化するために年次経営計画を併せて策定し、各部門が実施すべき具体的な施策を決定しています。

経営計画の進捗状況を定期的に検証し、施策の改善・優先順位の変更など計画達成に向けて必要な措置を検討するため、常勤取締役および部門長で構成する経営計画推進会議を毎月1回開催しています。

(3) 職務権限の明確化

取締役会は、取締役の職務分担を定め、業務執行にかかる意思決定の迅速化を図っています。また、業務執行部門の業務分掌や職務権限に関する事項を「部店組織規則」および「事務処理規則」で定め、業務の効率的な遂行を図っています。

5 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役への報告体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役が職務執行のために補助人を求めた場合、必要な使用人を配置します。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けることはなく、独立性を確保しています。

(2) 監査役への報告体制

① 監査役は、定期的に監査室長から内部監査に関する報告を受け、会計監査人から会計監査に関する報告を受けています。

② 常勤監査役は、取締役会、経営会議、経営計画推進会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会に出席し、重要な経営事項について報告を受けるなど、業務執行状況をモニタリングしています。

③ 常勤監査役は、裁決文書およびその他の重要文書の回付を受け、業務執行に関する報告を受けています。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的または必要の都度会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識を深めています。

参考：企業行動憲章

1 社会的使命の実践

「証券のための金融、証券による金融」を社会的使命として常に認識し、証券市場の発展に貢献する。

2 誠実かつ公正な企業活動の遂行

法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。

3 積極的な情報開示

企業情報を積極的かつ適正に開示するなど、社会に開かれた企業を目指す。

4 質の高いサービスの提供

個人情報・顧客情報の保護に十分配慮するとともに、「ニーズ！スピード！チャレンジ！」の行動指針のもと、創意と工夫を活かした質の高いサービスをお客さまに提供する。

5 「やる気に応える職場」の提供

従業員の人權、個性を尊重するとともに、「やる気に応える職場、働き甲斐のある職場」を提供する。

6 環境保護への取組み

エネルギーおよび資源の節減、廃棄物の削減、資源リサイクル推進等、環境に配慮した企業活動に努める。

7 社会貢献活動の推進

「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。また、従業員が自発的に社会貢献活動を行うことを奨励し、積極的にこれをバックアップする。

8 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で対決する。

経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先に周知させる。

万一、本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決と再発防止に努め、権限と責任を明確にした上で厳正な処分を行う。

以 上

貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	182,951	流 動 負 債	210,443
現金及び預金	9,313	コールマネー	40,700
有価証券	14,396	短期借入金	110,650
貸借取引貸付金	37,970	コマーシャル・ペーパー	26,000
信用サポートローン	6,150	貸付有価証券代り金	28,024
一般貸付金	31,526	リース債務	112
借入有価証券代り金	85,231	未払金	31
前払費用	38	未払費用	115
未収収益	157	未払法人税等	13
未収入金	125	賞与引当金	64
繰延税金資産	48	貸借取引担保金	4,509
その他	72	信用サポートローン担保金	120
貸倒引当金	△ 2,080	預り金	36
固 定 資 産	55,480	その他	64
有形固定資産	677	固 定 負 債	9,968
建物	62	長期借入金	9,000
車両及び運搬具	0	退職給付引当金	345
備品及び器具	127	役員退職慰労引当金	173
リース資産	488	リース債務	413
無形固定資産	627	その他	36
ソフトウェア	622	負 債 合 計	220,411
電話加入権	4	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	54,175	株 主 資 本	17,492
投資有価証券	53,870	資本金	5,000
関係会社株式	12	資本剰余金	3,229
従業員長期貸付金	53	資本準備金	3,229
破産更生債権等	731	利益剰余金	9,394
繰延税金資産	9	利益準備金	774
その他	230	その他利益剰余金	8,619
貸倒引当金	△ 733	配当準備積立金	1,304
資 産 合 計	238,431	別途積立金	3,815
		繰越利益剰余金	3,500
		自 己 株 式	△ 131
		評価・換算差額等	527
		その他有価証券評価差額金	527
		純 資 産 合 計	18,020
		負 債 純 資 産 合 計	238,431

損益計算書

(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		3,464
貸付金利息	1,304	
借入有価証券代り金利息	578	
受取手数料	105	
有価証券貸付料	582	
国債等債権売却益	569	
その他	324	
営業費用		1,249
借入金利息	334	
コマシャル・ペーパー利息	40	
貸付有価証券代り金利息	12	
有価証券借入料	543	
支払手数料	317	
営業総利益		2,215
一般管理費		2,191
営業利益		24
営業外収益		253
受取利息	3	
受取配当金	156	
受取貸料	68	
失念株取扱益	1	
その他	23	
営業外費用		14
支払利息	14	
その他	0	
経常利益		263
特別利益		369
投資有価証券清算分配金	369	
特別損失		66
有形固定資産除却損	8	
ゴルフ会員権評価損	3	
投資有価証券評価損	54	
税引前当期純利益		566
法人税、住民税及び事業税		5
法人税等調整額		251
当期純利益		309

株主資本等変動計算書（自 平成23年4月1日）
 （至 平成24年3月31日）
 （単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	5,000	3,229	3,229
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	5,000	3,229	3,229

（単位：百万円）

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	774	1,304	3,815	3,510	9,403	△ 131	17,502
当期変動額							
剰余金の配当				△ 319	△ 319		△ 319
当期純利益				309	309		309
自己株式の取得						△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	—	—	—	△ 9	△ 9	△ 0	△ 9
当期末残高	774	1,304	3,815	3,500	9,394	△ 131	17,492

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	249	249	17,751
当期変動額			
剰余金の配当			△ 319
当期純利益			309
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	278	278	278
当期変動額合計	278	278	268
当期末残高	527	527	18,020

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、一部陳腐化の著しい有形固定資産については、見積耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

5 表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業収益」の「その他」に含めて表示しておりました「国債等債券売却益（前事業年度200百万円）」は、重要性が高まったため、当事業年度においては独立掲記することとしました。

6 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | | | | |
|--------------|--------|-----------|--------|-----------|
| 1 担保に供している資産 | 有価証券 | 11,412百万円 | 投資有価証券 | 43,848百万円 |
| | 関係会社株式 | 2百万円 | | |

上記の担保資産については、日本銀行の即時決済に備えた担保として53,847百万円を、日本証券クリアリング機構の現物取引清算基金として1,414百万円を差入しております。

2 自由処分権を有する担保受入金融資産

受入担保有価証券の時価 181,454百万円

このうち貸付有価証券が9,471百万円、手許保管有価証券が171,983百万円

3 消費貸借契約により借り入れている有価証券の時価 95,351百万円

このうち貸付有価証券が9,060百万円、担保差入有価証券が26,510百万円、手許保管有価証券が59,780百万円

4 投資有価証券のうち消費貸借契約による貸付有価証券の貸借対照表額 7,396百万円

5 有形固定資産の減価償却累計額 815百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

一般管理費 520百万円

営業取引以外の取引による取引高 33百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	37,000	—	—	37,000
第一種優先株式(千株)	15,000	—	—	15,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	440,823	125	—	440,948
第一種優先株式(株)	—	—	—	—

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 125株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	109	3	平成23年3月31日	平成23年6月27日
	第一種優先株式	210	14	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	109	3	平成24年 3月31日	平成24年 6月27日
	第一種優先株式	利益 剰余金	210	14	平成24年 3月31日	平成24年 6月27日

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産	
賞与引当金	27百万円
貸倒引当金	768百万円
その他有価証券評価差額金	5百万円
その他	0百万円
評価性引当額	△ 753百万円
計	48百万円
② 固定資産	
役員退職慰労引当金	64百万円
退職給付引当金	122百万円
貸倒引当金	270百万円
繰越欠損金	3,149百万円
その他	74百万円
評価性引当額	△3,372百万円
繰延税金負債（固定）との相殺	△ 298百万円
計	9百万円
繰延税金資産合計	57百万円

(繰延税金負債)

固定負債

その他有価証券評価差額金	△ 298百万円
繰延税金資産（固定）との相殺	298百万円
繰延税金負債合計	一百万円
差引：繰延税金資産の純額	57百万円

2 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.9%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は40百万円減少（繰延税金負債は42百万円減少）し、法人税等調整額が40百万円、その他有価証券評価差額金が42百万円それぞれ増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

本店ビルの建物及びシステム機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	46百万円
1年超	134百万円
合計	181百万円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、貸借取引業務（金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務）をはじめ、金融商品取引業者や投資家に対する金銭の貸付業務及び金融商品取引業者等との間で行う現金担保付有価証券貸借取引等を主たる業務としております。これらの業務に必要な資金の調達に関しては、資金運用状況及び金融情勢の変化に応じて長期・短期の資金バランスや調達手段の構成を調整するなど、安定的かつ効率的な資金調達を基本方針とし、コールマネーの取入れ及びコマーシャル・ペーパーの発行による金融市場からの調達のほか、日本銀行の共通担保資金供給オペレーション、銀行からの借入れ等により資金を調達しております。また、当社は、主に取引関係の維持、拡大等を目的に取引先等の株式を保有しているほか、一定の範囲内において預金、国債等による資金運用を行うものとし、保有国債等を資金調達の担保にも活用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業貸付金及び借入有価証券代り金等の貸出債権は、貸付先の倒産など信用状態の悪化によりその回収が不能となる信用リスクにさらされております。当社は、この信用リスクを削減するために、貸付けにあたっては担保として有価証券等を受け入れることとしており、貸付先に倒産等の信用事由が発生した場合等には、担保有価証券を売却処分して貸出債権の回収を図ることとなります。担保有価証券については、市場価格が日々変動するため、その価格変動リスクを勘案して一定の担保掛目を設けておりますが、市場価格が急落した場合には、担保有価証券の売却処分によっても貸出債権の回収が困難になる場合があります。

当社が自ら保有する有価証券は、主に株式と国債等の債券であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスク、金利変動リスクにさらされております。

資金調達は、コールマネーの取入れ、コマーシャル・ペーパーの発行及び銀行からの借入れ等により行っていることから、金融市場の混乱及び当社格付けの格下げによる当社の資金調達力の低下等により、資金繰りが困難となる流動性リスクのほか、金融市場における金利変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理統括部署を設置し、全社的なリスクの状況を継続的にモニタリングするとともに、経営陣を中心に構成するリスク管理委員会の協議を通じて、リスク管理態勢の改善・向上を図っております。

① 信用リスク管理

貸付業務等においては、社内規程に基づき、個別案件ごとに与信審査、与信限度額の設定、担保有価証券の適格審査及び問題債権の回収等を行っております。証券担保ローンの大口取引については、顧客との直接的窓口である営業部門と担保有価証券の銘柄審査、担保処分等を行う管理部門を分離し、不良債権の発生・拡大の抑制を図っております。こうした個別の審査・管理とは別に、当社の信用リスクの状況については、リスク管理委員会において毎月協議しております。

② 市場リスク管理

資金運用においては、資金運用基準に基づき、資金運用限度額及び損失限度を定めた上で、預金、国債等による運用を行っております。その資金運用状況については、資金運用基準の遵守状況、評価損益の状況等を毎営業日確認するとともに、リスク管理委員会等を通じて経営陣に報告しております。市場リスク管理にあたっては、金融資産及び金融負債が概ね短期間で決済又は金利更改がなされることなどから、定量的な分析を利用しておりません。当社の主要なリスク変数は金利変動リスクであり、営業貸付金や借入金等については、概ね短期間で決済又は金利更改がなされるため、その影響は軽微であります。国債（「有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券に分類するもの）については、一定の金利変動リスクの影響を受け、平成24年3月31日（当期の決算日）現在の国債の10BPV（0.1%金利上昇時の現在価値減少額）は244百万円であります。また、当社が保有する株式（「有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券に分類するもの）は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し経営陣に報告しております。

③ 流動性リスク管理

資金調達においては、大口資金の期日集中を避け、長期・短期の調達バランスを考慮した運営を行うとともに、調達手段の多様化、調達先の分散・拡充及び担保有価証券の確保など、資金繰りの円滑化に努めております。そうした資金繰りの状況については、経営陣に対し、日次で報告するとともに、リスク管理委員会においても、その状況につき毎月協議しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

	貸借対照表計上額(※1) (百万円)	時価(※1) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	9,313	9,313	0
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	67,906	67,906	—
(3) 貸借取引貸付金	37,970	37,970	—
(4) 信用サポートローン	6,150	6,150	—
(5) 一般貸付金 貸倒引当金(※2)	31,526 △2,034		
	29,492	29,478	△13
(6) 借入有価証券代り金	85,231	85,231	—
(7) コールマネー	(40,700)	(40,700)	—
(8) 短期借入金	(110,650)	(110,650)	—
(9) コマーシャル・ペーパー	(26,000)	(26,000)	—
(10) 貸付有価証券代り金	(28,024)	(28,024)	—
(11) 貸借取引担保金	(4,509)	(4,509)	—
(12) 長期借入金	(9,000)	(9,000)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(※2) 営業貸付金のうち一般貸付金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

現金及び満期のない預金については、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

株式の時価は取引所の価格、債券の時価は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は情報ベンダーから入手した価格によっております。

(3) 貸借取引貸付金及び(4) 信用サポートローン

貸借取引貸付金及び信用サポートローンについては、短期間で償還されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 一般貸付金

一般貸付金のうち、短期間で償還されるものについては、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。それ以外のものについては、一定の期間・債権分類ごとに区分した貸付金の元利金の合計額に信用リスクを織り込み、貸付利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(6) 借入有価証券代り金

借入有価証券代り金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) コールマネー
 コールマネーは、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 短期借入金
 短期借入金のうち、短期間で決済されるものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。それ以外のもののうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態が借入実行後大きく変化していないことから、時価が帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。
- (9) コマーシャル・ペーパー、(10) 貸付有価証券代り金及び(11) 貸借取引担保金
 コマーシャル・ペーパー、貸付有価証券代り金及び貸借取引担保金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (12) 長期借入金
 長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態が借入実行後大きく変化していないことから、時価が帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
- (注2) 非上場株式(貸借対照表計上額 160百万円)及び非上場優先出資証券(貸借対照表計上額 200百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(貸貸等不動産に関する注記)

貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社に対する事項

関連会社に対する投資の金額	12百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,034百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	64百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

計算書類作成会社と関連当事者の取引

計算書類作成会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	㈱ODKソリューションズ	大阪市中央区	637	情報処理サービス業務 ソフトウェア開発業務	(所有)直接31.6	システム運用・開発委託 役員の兼任	システム運用委託	520	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

上記取引は、市場価格を参考に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	405.10円
2	1株当たり当期純利益	2.73円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

大阪証券金融株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡本高郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲昌彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪証券金融株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び東京支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月18日

大阪証券金融株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	伊 藤 俊 示 ㊞
社 外 監 査 役	和 田 英 夫 ㊞
社 外 監 査 役	山 下 公 央 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 普通株式

当社は、株主様への利益還元重視の観点から、1株当たり年6円の安定配当を堅持し、好業績時には配当性向30%を基準に増配することを基本方針としております。しかしながら、当期末におきましては、利益水準等を勘案いたしまして、第98期の普通株式の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額109,677,156円

(普通配当3円)

(注) 中間配当は見送っておりますので、当事業年度の年間配当は、1株につき金3円となります。

(2) 優先株式

第98期の優先株式の配当につきましては、定款の定めに従いまして以下のとおりといたしたいと存じます。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社優先株式1株につき金14円 総額210,000,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月27日

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役 源太忠彦、沖津嘉昭の両氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいのであります。

なお、選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	田中豊 (昭和29年2月17日生)	昭和52年4月 当社入社 平成21年6月 当社資金証券部付部長現在に至る	[普通株式] 1,000株
2	〔社外取締役候補者〕 乾裕 (昭和20年1月3日生)	昭和42年4月 野村証券株式会社入社 昭和63年12月 同社取締役就任 平成3年6月 野村投資顧問株式会社常務取締役就任 平成8年6月 野村ファイナンス株式会社専務取締役就任 平成10年6月 エース証券株式会社取締役社長就任現在に至る	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者と当社との関係について
候補者乾 裕氏は、エース証券株式会社取締役社長であり、当社は同社に対して貸借取引業務等を行っております。
3. 社外取締役候補者の選任理由
乾 裕氏につきましては、証券界での知識・経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役との責任限定契約
当社は社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、乾 裕氏の選任が承認された場合は、同内容の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役全員任期満了につき3名選任の件

監査役 伊藤俊示、和田英夫、山下公央の各氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいのであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	源 太 忠 彦 (昭和28年3月3日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 当社京都支店長 平成17年4月 当社東京支社営業部長 平成20年6月 当社取締役営業部長就任 現在に至る	[普通株式] 10,300株
2	[社外監査役候補者] 山 下 公 央 (昭和26年2月18日生)	昭和49年4月 株式会社三和銀行入行 平成16年7月 株式会社U F J ホールディングス執行役員就任 平成17年6月 カブドットコム証券株式会社取締役会長(社外)就任 平成22年6月 当社監査役就任現在に至る	0株
3	[社外監査役候補者] 中 川 隆 (昭和25年10月17日生)	昭和49年4月 株式会社富士銀行入行 平成13年7月 同行京都支店長 平成14年12月 みずほ証券株式会社常務執行役員就任 平成16年6月 東京不動産管理株式会社常務取締役就任 平成19年4月 独立行政法人住宅金融支援機構理事就任 平成24年4月 みずほ証券株式会社理事就任 現在に至る	0株

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者の選任理由

- ① 山下公央氏につきましては、金融界、証券界での知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が平成22年6月まで取締役会長を務めておりましたカブドットコム証券株式会社において、平成21年7月同社元社員によるインサイダー取引事案に関して、金融庁による行政処分(業務改善命令)が行われました。
- 同氏は、同事案の発生まで当該事実を確認しておりませんでした。平素より法令順守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を行うとともに、発生後においては、再発防止のため積極的な意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行したものと判断されます。同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- ② 中川 隆氏につきましては、金融界、証券界での知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

3. 社外監査役との責任限定契約

当社は社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、山下公央氏とはすでに契約を締結しており、中川 隆氏の選任が承認された場合は、同氏と同内容の契約を締結する予定であります。

4. 源太忠彦氏は、現在取締役在任中ですが、本総会終結の時をもって取締役を辞任する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役川口伸也氏は本総会開始の時をもってその選任の効力が失効いたしますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいのであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得たうえで取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
[補欠社外監査役候補者] ます だ かつ ひろ 増 田 勝 洋 (昭和39年9月19日生)	平成5年4月 司法修習生採用 平成7年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)現在に至る	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠社外監査役候補者の選任理由
増田勝洋氏につきましては、弁護士としての企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、社外監査役に就任した場合、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
3. 当社は社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。同氏が監査役に就任された場合は、同内容の契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役を辞任されます源太忠彦、沖津嘉昭の両氏および監査役を退任されます伊藤俊示、和田英夫の両氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき、従来の慣行を勘案のうえ、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期および方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいのであります。

各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
源 太 忠 彦	平成20年6月 当社取締役就任現在に至る
沖 津 嘉 昭	平成20年6月 当社社外取締役就任現在に至る
伊 藤 俊 示	平成14年6月 当社常勤監査役就任現在に至る
和 田 英 夫	平成19年6月 当社社外監査役就任現在に至る

以 上

